



KAIRO for BUSINESS

海路ニューズレター版 (for 企業法務) 年3回刊

【Q&A】 そうだ！ 弁護士に聞いてみよう！

《あなたの行為はパワハラ？》

(秘書) 最近、スポーツの世界でのパワハラがテレビで報道されていますね。そもそもパワハラってどのようなものなのですか。

(岡) 最近だとアメフト部やレスリング協会でもパワハラが問題になりましたね。パワハラについて法的な定義はありません。一般的には、同じ職場で働く人に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与え又は職場環境を悪化させる行為とされています。

(秘書) なんだか難しいですね。

(岡) 文章にすると分かりにくいので、具体例をいくつか上げてみましょう。

(秘書) お願いします！

(岡) 1つ目は、暴行などの身体的な攻撃です。これはどのような理由があっても業務の適正な範囲とはいえません。2つ目は、脅迫・侮辱・ひどい暴言などの精神的な攻撃。3つ目は、隔離・仲間外し・無視などの人間関係からの切り離しです。

(秘書) お客様の前で「馬鹿！！」と怒鳴ったりする行為は2つ目の類型。暑気払い・忘年会に呼ばないなどの行為は3つ目の類型にあたる訳ですね！

(岡) その通りです！よく理解されていますね。上記の3つの類型はパワハラに該当する可能性が高いです。

(秘書) 他の類型もあるのですか。

(岡) 業務上明らかに不要なことや過大な要

求をする行為、業務上の合理性なく程度の低い仕事しか与えない行為、私的なことに過度に立ち入る行為もパワハラに該当する可能性があります。

(秘書) 仕事の内容などは、個々の能力に応じて変わりますし、仕事量は時期によっても変わるのですね。

(岡) そうですね。行為が行われた状況や行為の継続性などの事情をもとに個別に判断するしかありません。

(秘書) パワハラと認定されるとどのような問題が生じるのですか。

(岡) 被害を受けた社員は、パワハラをした社員や会社に対して損害賠償請求をすることができます。また、パワハラが行われている会社ということで会社の評判が落ちることも考えられます。

(秘書) 会社の損害は計り知れませんね。事前の対策が大切になりますね。

(岡) 事前にパワハラの勉強会などをして、パワハラについて理解しておく必要がありますね。



弁護士 岡 篤志
(おか あつし)

※山下江法律事務所 YouTube チャンネルでは、企業法務セミナーの動画などを公開しております。ぜひご覧ください。<http://urx2.nu/HhMA>



育児休業期間中の就労と給付金

社会保険労務士/松本雄介



今回のテーマは育児休業期間中の就労と給付金についてです。

Q: 現在、育児休業中の社員がいるのですが、どうしても本人でなければ対応できない業務が発生してしまいました。1日もしくは2日だけだと思いますが、育児休業中に勤務した場合、育児休業給付金はどうなりますか。

A: 育児休業における各支給単位期間(1 か月)に就労した日数が10日以下であれば、育児休業給付金は支給されます。

育児休業中に臨時で出勤をした場合でも、就労した日数が10日以内であれば、その支給単位期間について育児休業給付金の受給資格は失いません。※支給単位期間とは育児休業開始日から起算して1か月ごとに区切った期間のことです。

また、就労した日数が10日を超える場合でも、就業していると認められる時間が80時間以下であることがタイムカードなどで確認できる場合も、受給資格を失いません。

ただし、これはあくまでも「臨時で出勤をした場合」に認められているものです。したがって、毎週月曜日に出勤する、といったような常態として勤務を行う場合には、労働日数や時間に関わらず育児休業とは認められなくなるおそれがあります。育児休業と認められなくなると、育児休業給付金は支給されなくなりますので、ご注意ください。

加えて、労働日数や時間数以外で支給単位期間に受ける賃金が、休業開始時の賃金月額額の80%未満でないと受給資格を満たしませんので、注意が必要です。

フクシマ社会保険労務士法人
2015年より弊所と業務提携

第23回企業法務セミナー報告「次世代のための事業承継」

第23回企業法務セミナー「次世代のための事業承継」を開催しました。講師は、弁護士の久井春樹です。

今回のセミナーは、事業承継に当たっての問題点、これに対して考え得る準備、対策等について解説しました。参加者様から「非常に丁寧な説明で、誤解なく理解することができました。」「大変参考になる。資料もつけて頂いたので今後の参考にしたいと思います。」など高い評価を受けました。

懇親会では顧問会社様、一般参加者様、弊

所弁護士との交流を深めることができました。

次回は11月22日(木)です。詳細は本紙4ページをご覧ください。☞過去のセミナーは「山下江法律事務所 YouTube チャンネル」で公開中!





弁護士 ON・OFF 第 38 回

弁護士 岡 篤志

弁護士をしていると「弁護士は身近な存在ではない」といった寂しい言葉を耳にすることがあります。そこで今回は弁護士の仕事以外の活動を紹介したいと思います。

弁護士になると必ず加入しなければならないものがあります。それは弁護士会です。

弁護士会とは、弁護士の品位を保持し、弁護士事務の改善進歩をはかるため、弁護士の指導、連絡および監督に関する事務を行うことを目的として設立される法人です。地方裁判所の管轄区域ごとに設立されています。私も広島弁護士会に加入しています。

弁護士会には様々なスポーツの部があります。野球部、サッカー部、テニス部、バスケ部などたくさんあります。

若手や、運動好きな弁護士が上記のような部に入り地域の方々や様々な業種の方々と交流をしています。仕事のストレス発散にも最適です。

私は、野球部とバスケ部に所属しています。

先週も野球の試合があり、広島の他業種のチームと社会人野球チームと試合をさせていただきました。

また、弁護士会野球部は各県の弁護士会にもあります。そのため、他県の弁護士会野球部と試合をすることもあります。

自分で言うのもなんですが、昨年、京都弁護士会と試合をした際には、最終回にサヨナラ逆転満塁ホームランを打ち、一瞬だけですが広島弁護士会で輝きを放ちました。その後も輝き続けているかはご想像にお任せします。

このように弁護士はただ事務所にこもって仕事をしているだけでなく、様々な活動を行い、それらの活動を通して地域の方々と交流をしています。

あなたのすぐそばでも弁護士が何かしらの活動をしているかもしれませんよ。



某球団を意識したユニホーム→

事務局コラム 第 38 回 「国宝5城に勝るもの?!」 S.K

日本に現存する12天守の内、国宝に指定されているお城が5つあります。松本城・犬山城・彦根城・姫路城・松江城。ここ3年、毎年一つ国宝のお城を訪れる機会があり、気分はすっかりお城マニア。

一昨年は彦根城。極めて保存状態の良いお城で、何とも味わいのある可愛いお城です。

昨年は犬山城。現存する日本最古の様式为天守閣で、小さいながらも歴史の息吹を感じるお城です。

今年は松江城。どっしりとして、見応えのあるお城です。松江城は、2015年7月、63年ぶりに国宝に再指定されたという経緯があります。

姫路城には14年前に家族で訪れた事があり、スケールの大きさと美しさに圧倒されました。さすが世界遺産！

松本城は23年前に近くまでは行きましたが、

時間の都合で写真を撮っただけ。今思えば大変残念な事をしました。長野県は遠い！しかしコンプレートの為、松本城を押さえに行かなければなりません。いつになるかはわかりませんが。

どのお城もそれぞれの魅力があり、どれが一番なんて決められません。敢えて言うならば、ひこにゃんですね！彦根城のひこにゃんの愛くるしさに、思いの外やられました。さすが、ゆるキヤラブームの火付け役です。



彦根城



ひこにゃん



事務局通信

◆第24回企業法務セミナーのご案内



平成30年11月22日(木)
 <セミナー> 18:30~19:30
 <懇親会> 19:30~21:00
 講師: 弁護士/松浦亮介
 「法改正と最新判例でみる、
 同一労働同一賃金」

会場: Ajikura (中区上八丁堀 4-1 アーバンビ
 ューグラントタワー 2F)

受講料: <<顧問会社様>> セミナー 無料

懇親会 1名様につき 5,000 円

<<一般の方>> セミナー 1名様につき 4,000 円

セミナー+懇親会 1名様につき 8,000 円

※1ヶ月以内に1時間の無料法律相談(税抜1万円
 相当)付きです。この機会をぜひご活用ください。

☞詳細は HP のセミナー情報をご覧ください。

◆労働災害専門サイト リニューアル

2018年8月、労働災害専門サイトをリニュー
 アルしました。これまでのものより見やすく、スマ
 ホからもご覧頂けます。

☞山下江のブログ 8/3 をご参照ください。

◆フジグラン広島で相続無料相談会を開催

10月27日(土) 10:00~フジグラン広島にて、
 弁護士による相続無料相談会を開催します。
 相続について悩んでいること、困っていることを、
 お買い物ついでにお気軽に弁護士にご相談い
 ただけます。事前予約を頂いた方に限り、弊所
 の弁護士と相続アドバイザーが執筆し、昨年発
 行した一般向け相続解説本「相続・遺言のポイ
 ント50」をプレゼントします。

お問合せ・相談予約>0120-7834-09

☞詳細は HP の新着情報をご覧ください。

◆来年1月、東京オフィス開設予定!

2019年1月5日、東京オフィスを開設予定で
 す。虎ノ門駅より徒歩1分、霞ヶ関駅より徒歩4
 分の場所です。東京近郊にて事業をされてい
 る方はお気軽に相談にお越し頂けます。詳細
 は来年1月発行 KAIRO for BUSINESS vol.39 で
 お知らせします。

【東京オフィス】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目 5-8
 オフィス虎ノ門 1 ビル 803



山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office

<<広島本部>> 〒730-0012
 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703
 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652
 E-mail info@law-yamashita.com
 予約電話受付:平日 9時~19時、土曜 10時~17時
 相談時間:月曜 9時~20時(夜間相談有り)
 火曜~金曜 9時~18時
 土曜 10時~17時

<<岩国支部>> 〒740-0022
 山口県岩国市山手町 1-16-10 山手町ビル 402
 TEL0827-23-3005 営業時間:平日 9時~18時

<<呉支部>> 〒737-0051
 呉市中央 2-5-2 NSビル 703
 TEL0823-25-0077 営業時間:平日 9時~18時

<<東広島支部>> 〒739-0043
 東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島 3-1
 TEL082-423-1511 営業時間:平日 9時~18時

<<福山支部>> 〒720-0067
 福山市西町 2-10-1 福山商工会議所ビル 5F
 TEL084-993-9041 営業時間:平日 9時~18時

※時間外でも相談が可能な場合もありますので、まずは広島本部へお問い合わせください。